

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、前職での職場内対人関係ストレスを契機に、「適応障害」との傷病名でAクリニックに通院し、その後、平成○年○月にB医療センターに転院して「大うつ病性障害（F32）」と診断され療養していたところ、同年○月○日付けで就労可能という主治医の意見書を受けて、平成○年○月○日、C所在のD会社（以下「事業場」という。）に障害者雇用として採用され、事業場における総務・経理業務の事務員として就労していた。
- 2 請求人によると、採用後、度々事業場代表取締役E（以下「社長」という。）より、事務作業の進め方から請求人の私生活に至るまで事細かに暴言を繰り返され、平成○年○月○日には売掛金の集計作業を巡り社長から暴力を振るわれたため、症状が悪化したという。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病していた精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無やその時期等について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を踏まえ、請求人は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成○年○月頃に「F3気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたとし、その後、事業場入社後の平成○年○月下旬頃に自然経過を超えて著しく悪化したものであるとの意見を述べている。請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、同人の精神障害が悪化した理由について、社長からパワーハラスメント・モラルハラスメントを受けたためであると主張するとともに、業務による心理的負荷となる具体的な出来事として、①怒鳴って作業を追い立てられ、②仕事の能力について罵声を浴びせられ、③子ども手当の話で、解雇や減給にするとわれ、④同僚とのトラブルを理由に、平成○年○月○日から同月○日まで自宅待機とされ、⑤同月○日の昼頃に腕や首を強くつかまれて擦過傷ができるほどの暴力を振るわれたと主張している。

(4) 認定基準によると、精神障害の悪化については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」に該当する出来事（以下「特別な出来事」という。）があり、その後おおむね6か月以内に当該疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合は、特別な出来事による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。

(5) そこで、請求人の本件疾病についてみると、上記(1)のとおり、平成〇年〇月下旬頃に同症状が自然経過を超えて著しく悪化したものと認められるが、請求人が主張する出来事は、いずれも「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う」など心理的負荷が極度のものであるとは認められず、特別な出来事には該当しないものと判断することが相当である。

なお、請求人は社長から罵声を浴びせられる、解雇や減給をほのめかされる、擦過傷ができるほどの暴力を振るわれた等の出来事があった旨を主張することから、当審査会においては、それらの事実の有無についても慎重に検討したが、一定の経緯のなかで請求人と社長との間にトラブルがあったことは推認し得るも、請求人主張のような事実があったとは判断し得ないものである。

監督署長が認定した請求人の時間外労働時間をみても、悪化直前の1か月間におおむね160時間を超えるような極度の長時間の時間外労働は認められず、その他特別な出来事に該当する出来事は認められない。

(6) 以上からすると、請求人が主張する本件疾病の悪化と業務との間に相当因果関係があるとはいえず、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。